

3 処理(収集運搬・中間処理)費用関係

3.1 (1)ごみ処理費用有料化の実施について
(2) (1)で有料化の実施についてありと答えた方への質問
3.2 生活系粗大ごみの処理手数料
3.3 し尿処理手数料
3.4 事業系一般廃棄物の処理手数料
3.5 一般廃棄物会計基準の導入状況

3.1 (1)生活系ごみ処理費用有料化の実施について

市町村 事務組合	指定袋による 有料化の実施	対象ごみ	レジ袋の利用	備考
さいたま市	×	可燃ごみ	可	透明または半透明なら可
	×	不燃ごみ	可	透明なら可
	×	その他1	可	有害危険ごみ・透明なら可(種類ごとに)
	×	その他2	可	資源物1類・透明または半透明なら可(種類ごとに)
川越市	×	可燃ごみ	可	無色透明又は白色半透明
	×	不燃ごみ	可	無色透明又は白色半透明
	×	ビン	可	無色透明又は白色半透明
	×	カン	可	無色透明又は白色半透明
	×	ペットボトル	可	無色透明又は白色半透明
	×	その他1	可	無色透明又は白色半透明
	×	その他2	可	無色透明又は白色半透明
熊谷市	×	可燃ごみ	可	透明、 半透明袋(レジ袋)
	×	不燃ごみ	不可	透明袋
	×	ビン	不可	透明袋
	×	カン	不可	透明袋
	×	ペットボトル	不可	透明袋
川口市	×	その他1	可	一般ごみ(透明または白色半透明袋)
	×	ビン	可	透明袋
	×	カン	可	飲料かん(透明袋)
	×	ペットボトル	可	透明袋
	×	その他2	可	プラスチック製容器包装(透明袋)
	×	その他3	可	金属類(透明袋)
	×	その他4	可	繊維類(透明袋)
行田市	×	可燃ごみ	不可	
	×	不燃ごみ	可	
	×	ビン	不可	
	×	カン	不可	
秩父市				秩父広域市町村圏組合で実施しているため、町単独の実施なし で回答

3.1 (1) 生活系ごみ処理費用有料化の実施について

市町村 事務組合	指定袋による 有料化の実施	対象ごみ	レジ袋の利用	備考
所沢市	×	可燃ごみ	可	無色透明または白色半透明なら可
	×	不燃ごみ	可	無色透明または白色半透明なら可
	×	ビン	可	無色透明または白色半透明なら可
	×	カン	可	無色透明または白色半透明なら可
	×	ペットボトル	可	無色透明または白色半透明なら可
飯能市	×	可燃ごみ	可	
	×	不燃ごみ	可	
	×	その他1	可	有害ごみ
	×	その他2	可	資源物
	×	ビン	可	
	×	カン	不可	
加須市	○	可燃ごみ	不可	燃やすごみ
	○	不燃ごみ	不可	燃やさないごみ
	×	ビン	不可	集積所に出す場合は、回収日に展開してあるコンテナに排出
	×	カン	不可	集積所に出す場合は、回収日に展開してあるコンテナに排出
	×	ペットボトル	不可	集積所に出す場合は、回収日に展開してあるコンテナに排出
	×	その他1	可	プラスチック類ゴム製品、集積所に出す場合は、45ℓ以下の透明・半透明の袋に入れる
	×	その他2	可	危険ごみ、集積所に出す場合は、回収日に展開してあるコンテナに排出(地域によっては45ℓ以下の透明・半透明の袋に入れて排出)
×	その他3	可	新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック、集積所に出す場合は、ひもで十字に縛って排出、 その他の紙・布類、集積所に出す場合は、45ℓ以下の透明・半透明の袋に入れて排出	
本庄市	×	可燃ごみ	不可	
	×	不燃ごみ	不可	
	×	可燃ごみ	不可	事業用
	×	不燃ごみ	不可	事業用

3.1 (1)生活系ごみ処理費用有料化の実施について

市町村 事務組合	指定袋による 有料化の実施	対象ごみ	レジ袋の利用	備考
東松山市	×	可燃ごみ	可	指定「なし」
	×	不燃ごみ	可	指定「なし」
	×	ビン	可	指定「なし」
	×	カン	可	指定「なし」
	×	ペットボトル	可	指定「なし」
	×	その他1	可	指定「なし」
春日部市	×	可燃ごみ	不可	直接搬入のみ有料
	×	不燃ごみ	不可	直接搬入のみ有料
	×	ビン	不可	
	×	カン	不可	
	×	ペットボトル	不可	
	×	その他1	不可	有害・危険ごみ
	×	その他2	不可	紙・布
狭山市	×	可燃ごみ	不可	白色半透明・無色透明
	×	不燃ごみ	不可	無色透明
	×	ビン	不可	無色透明
	×	カン	不可	無色透明
	×	ペットボトル	不可	無色透明
	×	その他1	不可	プラスチック 無色透明
	×	その他2	不可	古布 無色透明
羽生市	×	可燃ごみ	可	
	×	不燃ごみ	可	
	×	ビン	不可	
	×	カン	不可	
	×	ペットボトル	不可	
鴻巣市	×	可燃ごみ	不可	
	×	不燃ごみ	不可	
	×	その他1	不可	プラスチック製容器包装(資源)類
	×	可燃ごみ	不可	事業系
	×	可燃ごみ	不可	吹上地域は紙袋を使用

3.1 (1)生活系ごみ処理費用有料化の実施について

市町村 事務組合	指定袋による 有料化の実施	対象ごみ	レジ袋の利用	備考
深谷市	×	可燃ごみ	可	透明または半透明
	×	不燃ごみ	不可	透明
	×	ビン	不可	透明
	×	カン	不可	透明
	×	ペットボトル	不可	透明
上尾市	×	可燃ごみ	可	
	×	不燃ごみ	可	金属・陶器
	×	ビン	可	ビン・ガラス
	×	カン	可	
	×	ペットボトル	可	
草加市	×	可燃ごみ	可	透明又は半透明の袋
	×	不燃ごみ	可	透明の袋
	×	ビン	不可	専用のカゴ
	×	カン	不可	専用のカゴ
	×	ペットボトル	不可	専用の袋(ネット)
	×	その他1	可	有害ごみ、透明の袋
越谷市	×	可燃ごみ	可	透明または半透明の袋
	×	不燃ごみ	不可	
	×	ビン	不可	
	×	カン	不可	
	×	ペットボトル	不可	
	×	その他1	不可	古紙類
	×	その他2	可	古着類(透明または半透明の袋)
	×	その他3	不可	白色トレイ、危険ごみ
蕨市	×	可燃ごみ	可	
	○	可燃ごみ	不可	事業系ごみ
	×	不燃ごみ	不可	専用回収カゴ
	×	ビン	不可	専用回収カゴ
	×	カン	不可	専用回収カゴ
	×	ペットボトル	不可	専用回収カゴ

3.1 (1)生活系ごみ処理費用有料化の実施について

市町村 事務組合	指定袋による 有料化の実施	対象ごみ	レジ袋の利用	備考
戸田市	×	可燃ごみ	可	白色半透明または透明袋
	×	不燃ごみ	可	プラスチック製容器包装、雑紙、体温計・血圧計・蛍光管・乾電池及びライターは、白色半透明または透明袋で排出。その他不燃ごみは専用コンテナ排出。
	×	ビン	不可	
	×	カン	不可	
	×	ペットボトル	不可	
入間市	×	可燃ごみ	可	
	×	不燃ごみ	可	
	×	ビン	可	
	×	カン	可	
	×	ペットボトル	可	
	×	その他1	可	プラ・ビニ
	×	その他2	可	古布・紙類
	×	その他3	可	有害ごみ
朝霞市	×	可燃ごみ	可	
	×	不燃ごみ	不可	
	×	ビン	不可	
	×	カン	不可	
	×	ペットボトル	不可	
	×	その他1	可	プラスチック資源
	×	その他1	不可	資源(雑がみ他紙類)
	×	その他2	可	有害ゴミと布類は透明袋のみ可
志木市	×	可燃ごみ	不可	透明又は半透明の袋
	×	不燃ごみ	不可	
	×	ビン	不可	
	×	カン	不可	
	×	ペットボトル	不可	
	×	その他1	不可	資源プラスチック
	×	その他2	不可	紙類
	×	その他3	不可	布類(透明又は半透明の袋)

3.1 (1) 生活系ごみ処理費用有料化の実施について

市町村 事務組合	指定袋による 有料化の実施	対象ごみ	レジ袋の利用	備考
和光市	×	可燃ごみ	可	透明・半透明
	×	不燃ごみ	可	透明・半透明
	×	ビン	不可	
	×	カン	不可	
	×	ペットボトル	不可	
	×	その他1	可	プラスチック
	×	その他2	不可	有害ごみ
新座市	×	可燃ごみ	可	
	×	不燃ごみ	不可	
	×	ビン	不可	
	×	カン	不可	
	×	ペットボトル	不可	
	×	その他1	不可	資源プラスチック
	×	その他2	不可	新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、布類
桶川市	×	燃やせるごみ	不可	
	×	プラスチック	不可	
	×	金属・ガラス・乾電池	不可	
	×	紙製容器包装	不可	
	×	その他	不可	
	×	衣類	不可	
久喜市				久喜宮代衛生組合で回答
北本市	×	可燃ごみ	不可	袋の指定のみで有料化はなし
	×	不燃ごみ	不可	〃
	×	その他1	不可	〃(容器包装(資源)類)
八潮市	×			

3.1 (1) 生活系ごみ処理費用有料化の実施について

市町村 事務組合	指定袋による 有料化の実施	対象ごみ	レジ袋の利用	備考
富士見市	×	可燃ごみ	可	
	×	不燃ごみ	不可	
	×	ビン	不可	
	×	カン	不可	
	×	ペットボトル	不可	
	×	その他1	不可	資源プラスチック
	×	その他2	不可	紙・布類
	×	その他3	不可	有害ごみ
三郷市	×	可燃ごみ	可	透明または半透明の袋
	×	不燃ごみ	可	
	×	ビン	可	
	×	カン	可	
	×	ペットボトル	不可	専用ネットを利用
	×	その他1	可	対象ごみ: 有害ごみ
	×	その他2	可	対象ごみ: 資源古紙・布類
蓮田市	○	可燃ごみ	不可	
	○	不燃ごみ	不可	
	×	ビン	可	指定「なし」透明・半透明の袋で収集
	×	カン	可	指定「なし」透明・半透明の袋で収集
	×	ペットボトル	不可	専用のネットで収集
	×	その他1	可	有害・危険ごみ(蛍光灯、スプレー缶、乾電池など)
	○	その他1	不可	産業廃棄物(廃プラスチック類)
坂戸市	×	可燃ごみ	不可	
	×	不燃ごみ	不可	充電式小型家電等も同様
	×	ビン	不可	
	×	カン	不可	
	×	ペットボトル	不可	
	×	その他1	不可	容器包装プラスチック、資源布
	×	その他2	不可	乾電池、ライター、小型充電式電池等
	×	その他3	不可	資源紙は指定袋不使用、ひも等で束ねる
	×	その他4	不可	(事業系)燃やせるごみ・資源物

3.1 (1)生活系ごみ処理費用有料化の実施について

市町村 事務組合	指定袋による 有料化の実施	対象ごみ	レジ袋の利用	備考
幸手市	○	可燃ごみ	不可	家庭系
	○	可燃ごみ	不可	事業系
	×	不燃ごみ	可	有害ごみ・危険ごみも同様
	×	ビン	不可	専用のかご
	×	カン	不可	専用のかご
	×	ペットボトル	不可	専用のネット袋
	×	その他1	可	布
	×	その他2	可	プラスチック製容器包装
鶴ヶ島市	×			組合で回答
日高市	×	可燃ごみ	可	半透明以上の袋
	×	不燃ごみ	不可	半透明以上の袋
	×	ビン	不可	半透明以上の袋
	×	カン	不可	半透明以上の袋
	×	ペットボトル	可	半透明以上の袋
	×	その他1	可	半透明以上の袋
	×	その他2	可	半透明以上の袋
吉川市	×	可燃ごみ	可	透明か半透明
	×	不燃ごみ	可	透明か半透明
	×	ビン	可	透明か半透明
	×	カン	可	透明か半透明
	×	ペットボトル	可	透明か半透明
	×	その他1	可	有害ごみ・透明か半透明
ふじみ野市	×	可燃ごみ	可	
	×	不燃ごみ	可	
	×	ビン	可	
	×	カン	不可	専用ネット
	×	ペットボトル	不可	専用ネット
	×	その他1	不可	資源物1・資源物2・容器包装以外のプラスチック
	×	その他2	可	容器包装プラスチック・有害ごみ(乾電池)

3.1 (1)生活系ごみ処理費用有料化の実施について

市町村 事務組合	指定袋による 有料化の実施	対象ごみ	レジ袋の利用	備考
白岡市	○	可燃ごみ	不可	
	○	不燃ごみ	不可	
	×	ビン	可	指定「なし」透明・半透明の袋で収集
	×	カン	可	指定「なし」透明・半透明の袋で収集
	×	ペットボトル	不可	専用の回収ネットで収集
	×	その他1	可	有害・危険ごみ(蛍光灯、スプレー缶、電池など)
	○	その他2	不可	産業廃棄物(廃プラスチック類)
伊奈町	×	可燃ごみ	可	透明または半透明
	×	不燃ごみ	可	〃
	×	ビン	可	〃
	×	カン	可	〃
	×	ペットボトル	可	〃
	×	その他1	可	プラスチック製容器、古着、蛍光管・水銀計・電球、廃乾電池、ライター(全て透明または半透明)
	×	その他2	不可	古紙(品目ごとに束ねて紐でしばる)
三芳町	×	可燃ごみ	可	
	×	不燃ごみ	可	
	×	ビン	可	
	×	カン	不可	
	×	ペットボトル	不可	
	×	その他1	可	容器包装プラスチック
	×	その他2	可	容器包装以外のプラスチック
	×	その他2	不可	有害ごみ(乾電池)
毛呂山町	×			組合で回答
越生町	×			組合で回答
滑川町	×	可燃ごみ	不可	
	×	その他1	不可	資源ごみ(プラスチック)

3.1 (1) 生活系ごみ処理費用有料化の実施について

市町村 事務組合	指定袋による 有料化の実施	対象ごみ	レジ袋の利用	備考
嵐山町	×	可燃ごみ	不可	指定袋有り
	×	ビン	不可	カゴ回収
	×	不燃ごみ	不可	カゴ回収(一部透明)
	×	ビン	不可	カゴ回収
	×	ペットボトル	不可	カゴ回収
	×	その他1	不可	資源プラ(透明)
	×	その他2	不可	廃プラ(カゴ回収)
小川町	×	可燃ごみ	不可	
	×	その他1	不可	資源プラスチック ポリエチレン製の透明袋も可
川島町	×	可燃ごみ	不可	
	×	不燃ごみ	不可	
	×	ビン	不可	
	×	カン	不可	
	×	ペットボトル	不可	
	×	その他1	可	プラ製容器包装
	×	その他2	不可	紙製容器包装
吉見町	×	可燃ごみ	不可	
	×	不燃ごみ	可	
	×	その他1	不可	プラスチック製容器包装(資源)類
鳩山町	×			組合で回答
ときがわ町	×	可燃ごみ	不可	
	×	その他1	不可	資源ごみ(プラスチック)
横瀬町	○	可燃ごみ	不可	
	○	不燃ごみ	不可	
皆野町	○	可燃ごみ	不可	
	○	不燃ごみ	不可	
長瀬町	○	可燃ごみ	不可	
	○	不燃ごみ	不可	
小鹿野町	×			秩父広域市町村圏組合で実施しているため、町単独の実施なし

3.1 (1)生活系ごみ処理費用有料化の実施について

市町村 事務組合	指定袋による 有料化の実施	対象ごみ	レジ袋の利用	備考
東秩父村	×	可燃ごみ	不可	
	×	その他1	不可	資源ごみ(プラスチック)
美里町	○	可燃ごみ	不可	
	○	不燃ごみ	不可	
	○	ビン	不可	
	○	カン	不可	
	○	ペットボトル	不可	
	○	その他1	不可	事業系可燃ごみ
	○	その他2	不可	事業系不燃ごみ
神川町	×	可燃ごみ	不可	
	×	不燃ごみ	不可	
	×	ビン	不可	
	×	カン	不可	
	×	ペットボトル	不可	
上里町	×	可燃ごみ	不可	
	×	不燃ごみ	不可	
寄居町	×	可燃ごみ	可	透明袋又は半透明袋
	×	不燃ごみ	不可	透明袋
	×	その他1	不可	有害ごみ 透明袋
宮代町				久喜宮代衛生組合で回答
杉戸町	○	可燃ごみ	不可	
	×	不燃ごみ	不可	
	×	ビン	不可	
	×	カン	不可	
	×	ペットボトル	不可	

3.1 (1) 生活系ごみ処理費用有料化の実施について

市町村 事務組合	指定袋による 有料化の実施	対象ごみ	レジ袋の利用	備考
松伏町	×	可燃ごみ	可	
	×	その他1	可	古紙・衣類
	○	ビン	不可	
	○	カン	不可	
	×	ペットボトル	可	
	○	不燃ごみ	不可	雑芥
	×	その他2	可	有害・危険
蓮田白岡 衛生組合	○	可燃ごみ	不可	
	○	不燃ごみ	不可	
	×	ビン	可	指定「なし」透明・半透明の袋で収集
	×	カン	可	指定「なし」透明・半透明の袋で収集
	×	ペットボトル	不可	専用のネットで収集
	×	その他1	可	有害・危険ごみ(蛍光灯、スプレー缶、乾電池など)
	○	その他1	不可	産業廃棄物(廃プラスチック類)
久喜宮代 衛生組合	×	可燃ごみ	不可	指定ごみ袋に限る
	×	不燃ごみ	不可	指定ごみ袋に限る
	×	ビン	可	透明・無色半透明に限る(八甫清掃センターはネット収集又はコンテナ収集)
	×	カン	可	透明・無色半透明に限る(八甫清掃センターはネット収集又はコンテナ収集)
	×	ペットボトル	可	透明・無色半透明に限る(八甫清掃センターはネット収集)
	×	その他1	可	透明・無色半透明に限る(資源プラスチック類・プラスチック製容器包装)
	×	その他2	可	透明・無色半透明に限る(有害ごみ)
上尾、桶川、伊奈 衛生組合	×			
小川地区衛生組 合	×	可燃ごみ	不可	
	×	その他1	不可	資源ごみ(プラスチック)
東埼玉資源環境 組合	×			
秩父広域市町村 圏組合	○	可燃ごみ	不可	
	○	不燃ごみ	不可	

3.1 (1)生活系ごみ処理費用有料化の実施について

市町村 事務組合	指定袋による 有料化の実施	対象ごみ	レジ袋の利用	備考
埼玉西部環境保 全組合	×	可燃ごみ	可	半透明
	×	不燃ごみ	可	半透明
	×	ビン	可	透明
	×	カン	可	透明
	×	ペットボトル	可	透明
	×	その他1	可	その他プラ 透明
	×	その他2	可	有害ごみ(乾電池・水銀体温計等・蛍光灯)半透明又は透明
埼玉中部環境保 全組合	×	可燃ごみ	不可	

3.1 (2) ごみ処理有料化の方法について

市町村 事務組合	袋・重量	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
加須市	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
		可燃ごみ	45	25円/枚	
		可燃ごみ	30	17円/枚	
		可燃ごみ	20	11円/枚	
		可燃ごみ	15	7円/枚	
		不燃ごみ	45	25円/枚	
		不燃ごみ	30	17円/枚	
		不燃ごみ	20	11円/枚	
		不燃ごみ	10	5円/枚	
	従量制	対象ごみ	kg(キログラム)	円	備考
		直接搬入する一般 家庭ごみ	10	130	
		事業活動に伴って 生じた一般廃棄物 (直接搬入するも のに限る)	10	130	
	その他				
春日部市	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
	従量制	対象ごみ	kg(キログラム)	円	備考
		可燃ごみ	10	210	直接搬入のみ有料
		不燃ごみ	10	210	直接搬入のみ有料
その他					

3.1 (2) ごみ処理有料化の方法について

市町村 事務組合	袋・重量	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
蕨市	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
		可燃ごみ	45	3,654	1箱、300枚
			70	3,102	1箱、200枚
			90	4,251	1箱、200枚
	従量制	対象ごみ	kg(キログラム)	円	備考
その他					
蓮田市	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
		可燃ごみ	45・30・20	48・38・28円/袋 (税抜き)	
		不燃ごみ	45・30・20	48・38・28円/袋 (税抜き)	
		その他2	70	477円/袋(税抜き)	産業廃棄物(廃プラスチック類)
	従量制	対象ごみ	kg(キログラム)	円	備考
		可燃ごみ	10kg	143円(税抜き)	
		不燃ごみ	10kg	143円(税抜き)	
	その他				
	幸手市	袋	対象ごみ	L(リットル)	円
可燃ごみ			大45L 中30L 小15L	50円/枚 35円/枚 15円/枚	家庭系
可燃ごみ			大70L 中45L 小30L	110円/枚 70円/枚 50円/枚	事業系
従量制		対象ごみ	kg(キログラム)	円	備考
その他					

3.1 (2) ごみ処理有料化の方法について

市町村 事務組合	袋・重量	対象ごみ	L(リットル)	円	備考	
白岡市	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考	
		可燃ごみ	45・30・20	48・38・28円/袋 (税抜き)		
		不燃ごみ	45・30・20	48・38・28円/袋 (税抜き)		
		その他2	70	477円/袋(税抜き)	産業廃棄物(廃プラスチック類)	
	従量制	対象ごみ	kg(キログラム)	円	備考	
		可燃ごみ	10kg	143円(税抜き)		
		不燃ごみ	10kg	143円(税抜き)		
	その他					
	横瀬町	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
			可燃ごみ	35・20・15	35・20・15/枚	
不燃ごみ			35・20・15	35・20・15/枚		
従量制		対象ごみ	kg(キログラム)	円	備考	
その他						
皆野町	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考	
		可燃ごみ	35・20・15	35・20・15/枚		
		不燃ごみ	35・20・15	35・20・15/枚		
	従量制	対象ごみ	kg(キログラム)	円	備考	
	その他					

3.1 (2) ごみ処理有料化の方法について

市町村 事務組合	袋・重量	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
長瀬町	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
		可燃ごみ	35・20・15	35・20・15/枚	
		不燃ごみ	35・20・15	35・20・15/枚	
	従量制	対象ごみ	kg(キログラム)	円	備考
その他					
美里町	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
		可燃ごみ	30/45		自由設定
		不燃ごみ	30		自由設定
	従量制	対象ごみ	kg(キログラム)	円	備考
その他					
杉戸町	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
		可燃ごみ	20L	20円/枚	
			30L	30円/枚	
			45L	40円/枚	
	従量制	対象ごみ	kg(キログラム)	円	備考
		可燃ごみ	10	110	
その他					

3.1 (2) ごみ処理有料化の方法について

市町村 事務組合	袋・重量	対象ごみ	L(リットル)	円	備考	
松伏町	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考	
		ビン	30	10円/枚		
		カン	30	10円/枚		
		不燃ごみ	30	10円/枚		
	従量制	対象ごみ	kg(キログラム)	円	備考	
その他						
蓮田白岡衛 生組合	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考	
		可燃ごみ	45・30・20	48・38・28円/袋 (税抜き)		
		不燃ごみ	45・30・20	48・38・29円/袋 (税抜き)		
		その他2	70	477円/袋(税抜き)	産業廃棄物(廃プラスチック類)	
	従量制	対象ごみ	kg(キログラム)	円	備考	
		可燃ごみ	10kg	143円(税抜き)		
		不燃ごみ	10kg	143円(税抜き)		
	その他					
	秩父広域市 町村圏組合	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
			可燃ごみ	35・20・15	35・20・15/枚	
不燃ごみ			35・20・15	35・20・15/枚		
従量制		対象ごみ	kg(キログラム)	円	備考	
その他						

3.2 生活系粗大ごみの処理手数料

市町村 事務組合	実施の 有無	粗 大 ご み					備 考	
		品目制	従量制	全部 徴収	一部 徴収	一部徴収 の基準		
さいたま市	○	○					1点550円 (一部1,100円、2,200円あり)	戸別収集
川越市	○	○		○			500円から2,000円の範囲で品目別に定めた額	
熊谷市	○		○				収集運搬料金 520円/m ³ 直接搬入時 10円/10kg	最終処分場(市営)不燃物 のみ受入れ
川口市	○		○				40cmを超えるもの 310円/1点	収集運搬手数料
	○	○					620円/1点	収集運搬手数料+処分手 数料 スキー板(1組を1点)・サー フボード スノーボード・ウィンドサー フィンボード
	○	○					1,240円/1点	収集運搬手数料+処分手 数料 アコーディオンカーテン
	○	○					1,860円/1点	収集運搬手数料+処分手 数料 スプリングマットレス・電動 式ベッド 折りたたみ式ベッド
行田市	×							
秩父市	×							組合で回答
所沢市	○	○	○		○	持込合計重量 50kgまでは無 料	《収集》スプリング入りベットマットレスは2,000円。一辺 の長さが90cm以上は1,000円。一辺の長さが 50cm以上90cm未満は500円。 《持込》スプリング入りベットマットレスは1,000円。それ 以外は持込合計重量が50kgを超えた場合、10kg 毎に100円。50kgまでは無料。	
飯能市	○	○		○			戸別収集の場合、1点につき400円、800円、1,200 円、1,600円の4段階。直接搬入の場合は、戸別収 集料金の半額。	
加須市	○	○					1品500円	
本庄市	○	○		○			戸別収集は品目ごとに設定(全部徴収)	直接搬入は組合で回答
東松山市	○	○	○	○	○	40kg(計量器 表示)までは 無料	戸別収集の場合、品目ごとに設定(全部徴収)。持 ち込みの場合、10kgにつき25円(一部徴収)。	
春日部市	○	○	○	○			戸別収集:500円/品 ※スプリング入りマットレス・ソファベッドは2,000 円/品 直接搬入:210円/10kg ※スプリング入りマットレス・ソファベッドは2,000 円加算/品	
狭山市	○		○		○	持込ごみ 50kg未満は 無料	持込ごみ 10kgにつき90円 収集運搬 5kg未満:200円、5kg以上10kg未満:300円、10kg 以上30kg未満:600円、30kg以上50kg未満:900 円、50kg以上80kg未満:1,300円、80kg以上: 1,800円 スプリングマットレスは上記料金の他、1,000円/点	
羽生市	×							

3.2 生活系粗大ごみの処理手数料

市町村 事務組合	実施の 有無	粗 大 ご み					料 金	備 考
		品目制	従量制	全部 徴収	一部 徴収	一部徴収 の基準		
鴻巣市	○	○		○				品目による料金、直接搬入の場合は戸別収集時の40%の料金
深谷市	○				○	50kgまではすべて無料 50kgを超える直接搬入は10kgにつき10円		
上尾市	○		○				自己搬入80円/10kg 戸別収集230円/10kg	
草加市	○	○					10kgにつき120円を基準として大きさ、形状等を勘案して市長が品目ごとに規則で定める額(草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第4条の2別表のとおり)	
越谷市	○			○			市で運搬する場合、スプリング入りマットレス(1辺が180cm以上のもの)1個につき2,800円 1辺が120cm以上180cm未満のもの1個につき800円 1辺が120cm未満のもの1個につき400円 市長が指定する場所へ市民が搬入する場合、スプリング入りマットレス1,600円	直接搬入の場合、無料。(スプリング入りマットレスを除く)
蕨市	○			○			1点につき550円	
戸田市	○			○			400円/個	
入間市	○						50.100.200.250.300.400.500.700.800.1,000.1,500の11種類	
朝霞市	○	○	○		○	直接搬入の場合は20kgまで無料	戸別収集の場合は、1点につき1,500円以内(全部徴収)。 直接搬入の場合は、60円/10kg(一部徴収)。	
志木市	○	○	○				品目制:310~3,060円従量制:250円/20kg	品目制のみ生活保護等による手数料免除あり
和光市	○	○	○	○			・品目制(500~1,500円) ・従量制(60円/10kg)	戸別収集は品目制、直接搬入は従量制
新座市	○	○	○				戸別収集は品目制、直接搬入は従量制(250円/20kg)	搬入の場合は志木地区衛生組合で徴収
桶川市	○	○	○		○	直接搬入の場合、20kgまでは減免	個別収集の場合は品目制、持込の場合は従量制110円/10kg	
久喜市	×							組合で回答
北本市	○	○		○			個別収集1,500円以内自己搬入の場合はその40%	
八潮市	○		○	○			戸別収集 1回あたり収集運搬料660円(税込)+165円/10kg(税込) 直接持込 165円/10kg(税込)	
富士見市	○	○	○	○			品目制:300~3,000円 従量制:250円/20kg	個別回収:品目制 直接搬入:従量制
三郷市	○		○	○			自己搬入 200円/10kg 戸別収集 基本手数料1,000円+500円/点	

3.2 生活系粗大ごみの処理手数料

市町村 事務組合	実施の 有無	粗 大 ご み					備 考	
		品目制	従量制	全部 徴収	一部 徴収	一部徴収 の基準		料 金
蓮田市	○	○	○	○			品目別に1点あたり477円～1,905円、直接持込みは143円/10kg、それぞれ消費税を乗じた額とする。ただし10円未満の端数は切り捨てるものとする。	
坂戸市	○	○	○	○	○	自己搬入で50kg以上の場合	全部徴収:品目ごとに200円～1,500円 一部徴収:50kgを超える場合、10kgごとに100円	
幸手市	○		○		○	直接搬入	50円/10kg	
鶴ヶ島市	○		○	○			持ち込みをする場合は50kgまで200円。以降10kgごとに100円加算。戸別収集の場合は基本料金500円に大きさ及び重さにより大中小の3段階の手数料を加算。	
日高市	×							
吉川市	○	○	○	○			直接搬入:従量制150円/10kg、戸別収集:基本手数料500円+10kgにつき150円を基準とした品目ごとの料金	吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例
ふじみ野市	○	○					500円～1,500円	
白岡市	○	○	○	○			品目別に1点あたり477円～1,905円、直接持込みは143円/10kg、それぞれ消費税を乗じた額とする。ただし10円未満の端数は切り捨てるものとする。	
伊奈町	○		○	○			粗大ごみ:500円/㎡ 粗大ごみ運搬料金:1,000円/回	
三芳町	○				○			
毛呂山町	○		○	○			持ち込みの場合は50kgまで200円。以降10kgごとに100円を加算。戸別収集の場合は基本料金500円に、大きさ及び重さにより大中小の3段階の手数料を加算する。	
越生町	○		○	○			持ち込みの場合は50kgまで200円。以降10kgごとに100円を加算。戸別収集の場合は基本料金500円に、大きさ及び重さにより大中小の三段階の手数料を加算する。	
滑川町	○		○				50kg未満は無料。 50kgは250円、以降10kgごとに50円加算される。	
嵐山町	○		○				50kg未満:無料。50kgは250円。以降10kgごとに50円加算	
小川町	○	○	○				戸別収集:品目ごとに設定 自己搬入:50kg未満は無料。50kgは250円、以降10kgごとに50円加算	戸別収集は品目制、自己搬入(小川地区衛生組合で実施)は従量制
川島町	○	○	○		○	搬入ごみは80kg/日を超えた分につき40円/10kg	粗大ごみ収集は品目制、搬入ごみは重量制	
吉見町	○	○		○			品目別に100円、300円、500円、1,000円	自己搬入については、金額の4割
鳩山町	○		○	○			持ち込みの場合は50kgまで200円。以降10kgごとに100円を加算。戸別収集の場合は基本料金500円に、大きさ及び重さにより大中小の3段階の手数料を加算する。	

3.2 生活系粗大ごみの処理手数料

市町村 事務組合	実施の 有無	粗 大 ご み					料 金	備 考
		品目制	従量制	全部 徴収	一部 徴収	一部徴収 の基準		
ときがわ町	○	○	○				戸別収集：品目ごとに設定 50kg未満は無料。 50kgは250円、以降10kgごとに50円加算される。	
横瀬町	○		○	○			40kgまで200円、40kgを超えたときは、10kgごとに 50円を加算	
皆野町	○		○	○			40kgまで200円、40kgを超えたときは、10kgごとに 50円を加算	
長瀬町	○		○	○			40kgまで200円、40kgを超えたときは、10kgごとに 50円を加算	
小鹿野町	×							秩父広域市町村圏組合で 実施しているため、町単独 の実施なし
東秩父村	○		○				50kg未満は無料。 50kgは250円、以降10kgごとに50円加算される。	小川地区衛生組合で実施
美里町	○		○					40円/10kg
神川町	○	○						
上里町	○	○						自己搬入については児玉 郡市広域市町村圏組合で 実施
寄居町	○		○		○	自己搬入時50 kgを超えた部分	10円/kg	大里広域市町村圏組合
宮代町	×							組合で回答
杉戸町	×							
松伏町	○	○		○			品目別に500円～3,000円	自己搬入については、金 額の5割を徴収
蓮田白岡衛生組 合	○	○	○	○			品目別に1点あたり477円～1,905円、直接持込み は143円/10kg、それぞれ消費税を乗じた額とす る。ただし10円未満の端数は切り捨てるものとす る。	
久喜宮代衛生組 合	○	○		○			550円/1点	品目によって点数が異 なる物有
上尾、桶川、伊奈 衛生組合	×							
志木地区衛生組 合	○		○				20kg以下250円、20kg超えるもので20kgにつき 250円	
小川地区衛生組 合	○		○				50kg未満は無料。 50kgは250円、以降10kgごとに50円加算される。	
坂戸地区衛生組 合	×							
秩父広域市町村 圏組合	○		○	○			40kgまで200円、40kgを超えたときは、10kgごとに 50円を加算	

3.2 生活系粗大ごみの処理手数料

市町村 事務組合	実施の 有無	粗 大 ご み					料 金	備 考
		品目制	従量制	全部 徴収	一部 徴収	一部徴収 の基準		
児玉郡市広域市 町村圏組合	○		○	○			40円/10kg	
埼玉西部環境保 全組合	○		○	○			持ち込みの場合は50kgまで200円。以降10kgごとに100円を加算。戸別収集の場合は基本料金500円に、大きさ及び重さにより大中小の3段階の手数料を加算する。	
大里広域市町村 圏組合	○		○	○			直接搬入時50kgを超える分は、10kgにつき10円	可燃ごみのみ

3.3 し尿処理手数料

市町村 事務組合	実施の有無	従 量 制	回 数 制	定額制		料 金	備 考
				世 帯 制	人 員 制		
さいたま市	○	○		○	○	・定期収集 480円/世帯/月+230円/人/月 ・臨時収集 480円/回+230円/36ℓ	別途消費税相当分を加算 定期収集で改良便所は230円を加算
川越市	○	○		○	○	(普通世帯) ・汲取り便槽 月額180円/1世帯 月額250円/1世帯員 ・改良便槽又は特別の収集によるもの 月額180円/1世帯 従量200円/36ℓ (事業者その他多数の者が利用する施設) 月額680円/1施設 従量260円/36ℓ	
熊谷市	○	○				352円/36ℓ	
川口市	○	○		○	○	定額制 480円/月世帯 +220円/月人 改良便所は1槽260円 加算	
						従量制: 270円/36リットル	事務所・寮その他多数の者が利用する施設
行田市	○	○		○	○	【従量制】 523円/月施設+313円/36ℓ 【定額制】 470円/月世帯+313円/月人数 ※特殊便槽使用世帯 216円/月基	
秩父市	○	○				18ℓ/151円	
所沢市	○	○		○	○	従量制 890円/100ℓ 世帯制 440円/月 人員制 270円/月 (特殊便槽 220円/月世帯、簡易水洗便槽 220円/月人 加算)	
飯能市	○	○		○	○	定額制: 350円/月世帯+270円人(1歳未満は無料) 従量制: 36ℓにつき270円	定額制: 一般家庭 従量制: 一般家庭で取り扱うことが適 当でないとき市長が認めるとき
加須市	×						
本庄市	○						組合で回答
東松山市	○	○				20ℓにつき206円	
春日部市	○			○	○	普通便槽=世帯割280円/世帯+人員割220円/人 無臭便槽=世帯割280円/世帯+人員割260円/人	収集手数料として徴収 処理手数料は無料
狭山市	○	○		○	○	普通世帯: 390円/月・世帯+290円/月・人 普通世帯以外: 290円/36ℓ	
羽生市	×						
鴻巣市	○			○	○	418円/月(施設)+363円/36リットル 418円/月(世帯)+363円/月(人)	

3.3 し尿処理手数料

市町村 事務組合	実施の有無	従 量 制	回 数 制	定額制		料 金	備 考
				世 帯 制	人 員 制		
深谷市	○	○				し尿:330円以内/L(税抜)浄化槽 許可業者の価格改定による	
上尾市	○	○	○	○	○	世帯割450円 人員割270円 改良便槽330円 加算従量制36Lにつき270円	
草加市	○	○		○	○	・定額制(普通)月額1世帯につき370円、月額1人につ き320円(満1歳未満の者を除く。) ・定額制(改良式)月額1世帯につき560円、月額1人につ き320円(満1歳未満の者を除く。) ・従量制36Lにつき330円(不特定多数の者が利用する 便槽のもの)	
越谷市	○	○		○	○	月額 1人世帯 普通便槽520円 改良便槽650円 2人以上世帯 普通便槽 450(世帯制)+300×人数(人数制) 改良便槽 700(世帯制)+300×人数(人数制) 従量制 36ℓにつき340円	
蕨市	○	○			○	普通世帯319円/月人 通勤者161円/月人 多数出入りする場所350円/36ℓ	普通世帯は2歳未満を除く
戸田市	○		○		○		普通世帯 1人につき 月額320円 (消費税込) 事業所、寮等その他の施設 1人につ き 月額350円(消費税込)
入間市	○	○		○	○	・(月1回)世帯割610円+人数割(1人につき)210円 ・36ℓにつき270円(従量制)	
朝霞市	×						組合で回答
志木市	○	○		○	○	【普通手数料】1世帯基本料金 月額838円、人員割(1人 につき)月額314円、1歳未満は除く【特別手数料】基本 料金(1事業所につき)月額838円、従量(36リットル当 たり)314円	朝霞地区一部事務組合で実施
和光市	○						組合で回答
新座市	○				○	1世帯基本料金/月額838円 人員割(一人当たり)1歳未満の者を除く/月額314円	朝霞地区一部事務組合
桶川市	○	○		○	○	一般家庭:月額1世帯につき普通便槽450円(改良便槽 780円)+月額1人につき270円 事業所:36Lにつき270円	
久喜市	○	○		○	○	世帯割 380円(税抜き) 人数割 330円(税抜き) 重量割 330円/36ℓ(税抜き)	菖蒲地区
北本市	○	○		○	○	一世帯 世帯割月額418円、1人月額363円 事務所、事 業所その他の施設 施設割月額418円、36ℓ363円	

3.3 し尿処理手数料

市町村 事務組合	実施の有無	従 量 制	回 数 制	定額制		料 金	備 考
				世 帯 制	人 員 制		
八潮市	○	○		○	○	従量制 36ℓにつき330円 定額制 普通便槽 世帯割(360円)人数割(310円) 無臭便槽 世帯割(510円)人数割(310円)	
富士見市	○			○	○	【定額制】普通世帯のみ ・1世帯につき月額900円 ・世帯員1人につき月額300円	平成28年4月1日より、公費負担を廃止し、手数料改定を行った。事業所及び仮設トイレの汲取りについては、手数料の徴収はなし。
三郷市	○	○	○	○	○	定額制(月2回) 普通便槽 世帯料金420円(一律)人数280円/人 無臭便槽 世帯料金520円(一律)人数280円/人 従量制320円/36ℓ	
蓮田市	○	○		○		①一般家庭 382円/世帯、344円/人 ②多人数の出入りする場所 86円/10ℓ _※ ③簡易水洗便所等 86円/10ℓ _※	①便槽1ヶ月1回を基準とする。ただし便槽2ヶ所以上の場合は、1ヶ所増す毎に割増料として基礎料金の1/2を加えた額とする。 ②改良便所を使用する世帯については便槽1槽につき月額334円(1人1ヶ月分)を加算する ③簡易水洗便所等水を使用する汲取便所は汲取量10ℓにつき86円を乗じた額とする
坂戸市	×						組合で回答
幸手市	○	○				7円21銭/リットル	
鶴ヶ島市	×						
日高市	○	○		○	○	260円/月(世帯)+260円/月(人)及び250円/36ℓ	
吉川市	○			○	○	世帯制:400円/月(簡易水洗便槽は600円/月)・人員制:1人300円/月	吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例
ふじみ野市	○			○	○	1回900円+世帯員1人につき300円	
白岡市	○	○		○		①一般家庭 382円/世帯、334円/人 ②多人数の出入りする場所 86円/10ℓ _※ ③簡易水洗便所等 86円/10ℓ _※	①便槽1ヶ月1回を基準とする。ただし便槽2ヶ所以上の場合は、1ヶ所増す毎に割増料として基礎料金の1/2を加えた額とする。 ②改良便所を使用する世帯については便槽1槽につき月額334円(1人1ヶ月分)を加算する。 ③簡易水洗便所等水を使用する汲取便所は汲取量10ℓにつき86円を乗じた額とする。
伊奈町	○	○		○	○	・事業所等から生じたし尿 従量制:270円/36ℓ ・一般家庭から生じたし尿 定額制:世帯料金450円/月(改良便槽は+330円) ・人員料金一人当たり270円/月	
三芳町	×						
毛呂山町	×						

3.3 し尿処理手数料

市町村 事務組合	実施の有無	従 量 制	回 数 制	定額制		料 金	備 考
				世 帯 制	人 員 制		
越生町	○					許可業者の価格設定による	
滑川町	○	○				収集:350円/36L 処理:30円/36L 浄化槽汚泥:30円/36L	
嵐山町	○	○				収集:350円/36ℓ 処理:30円/36ℓ 浄化槽汚泥:30円/36ℓ	
小川町	○	○				収集:350円/36ℓ 処理:30円/36ℓ 浄化槽汚泥:30円/36ℓ	小川地区衛生組合で実施
川島町	○			○	○	(世帯制)300円 (人員制)320円	
吉見町	×						
鳩山町	×						
ときがわ町	×					収集:350円/36ℓ 処理:30円/36ℓ 浄化槽汚泥:30円/36ℓ	組合回答
横瀬町	○	○				18ℓあたり149円	
皆野町	○	○				36リットル当 344円	
長瀬町	○	○				36リットル当 344円	
小鹿野町	○	○				103円/10リットル※100リットル未満であっても1,030円/ 回	
東秩父村	○	○				収集:350円/36ℓ 処理:30円/36ℓ 浄化槽汚泥:30円/36ℓ	小川地区衛生組合で実施
美里町	○	○				263円/36リットル、8円/1リットル(36リットル未満)	
神川町	○	○					
上里町	○	○					組合で回答
寄居町	○	○				165円/18ℓ(税抜き)	
宮代町	×						組合で回答
杉戸町	○	○		○	○	定額制 普通(230円×人数)+310円 無臭(290円×人数)+390円 従量制 250円/36ℓ	
松伏町	○	○				300円/36L	

3.3 し尿処理手数料

市町村 事務組合	実施の有無	従 量 制	回 数 制	定額制		料 金	備 考
				世 帯 制	人 員 制		
蓮田白岡衛生組 合	○	○		○		①一般家庭 382円/世帯、344円/人 ②多人数の出入りする場所 86円/10ℓ ③簡易水洗便所等 86円/10ℓ	①便槽1ヶ月1回を基準とする。ただし便槽2ヶ所以上の場合は、1ヶ所増す毎に割増料として基礎料金の1/2を加えた額とする。 ②改良便所を使用する世帯については便槽1槽につき月額334円(1人1ヶ月分)を加算する ③簡易水洗便所等水を使用する汲取便所は汲取量10ℓにつき86円を乗じた額とする
久喜宮代衛生組 合	○	○			○	①重量制:77円/10リットル人数制:550円/月/人(4人まで徴収) ②し尿及び浄化槽汚泥:220円/1kℓ	①久喜宮代清掃センター管内 ②八甫清掃センター管内
朝霞地区一部事 務組合	○	○		○	○	【普通手数料】1世帯基本料金月額838円、人員割(1人につき)月額314円、1歳未満は除く【特別手数料】基本料金(1事業所につき)月額838円、従量(36リットル当たり)314円	
皆野・長瀬下水道 組合	○	○				36ℓ当 344円	
上尾、桶川、伊奈 衛生組合	○					構成市町で回答	上尾市・桶川市・伊奈町
北本地区衛生組 合	×						
入間西部衛生組 合	×						
入間東部地区事 務組合	○			○	○	【定額制】普通世帯のみ ・1世帯につき月額900円 ・世帯員1人につき月額300円	平成28年4月1日より、公費負担を廃止し、手数料改定を行った。事業所及び仮設トイレの汲取りについては、手数料の徴収はなし。
小川地区衛生組 合	○	○				収集:350円/36ℓ 処理:30円/36ℓ 浄化槽汚泥:30円/36ℓ	
坂戸地区衛生組 合	×						
東埼玉資源環境 組合	×						
蕨戸田衛生セン ター組合	×						
児玉郡市広域市 町村圏組合	○	○				1円/36kg	

3.4 事業系一般廃棄物の処理手数料

市町村 事務組合	徴収の有無	徴収区分	全部徴収	一部徴収	一部徴収の基準	料 金	備考
さいたま市	○	3. 処理料金 として徴収		○	半額	170円/10kg+消費税相当額	
川越市	○	3. 処理料金 として徴収	○			220円/10kg	
熊谷市	×						組合で回答
川口市	○	3. 処理料金 として徴収		○	排出者負担の観点より	220円/10kg	
行田市	○	3. 処理料金 として徴収	○			150円/10kg	
秩父市	×	1. 収集・処 理料金として 徴収					秩父広域市町村圏組 合で回答
所沢市	○	3. 処理料金 として徴収	○			250円/10kg	燃やせるごみのみ受 け入れ
飯能市	○	3. 処理料金 として徴収	○			200円/10kg	
加須市	○	3. 処理料金 として徴収	○			130円/10kg	
本庄市	○	3. 処理料金 として徴収	○			200円/10kg	児玉郡市広域市町村 圏組合で実施
東松山市	○	3. 処理料金 として徴収	○			10kgにつき200円	
春日部市	○	3. 処理料金 として徴収	○			210円/10kg	可燃物 粗大ごみ
狭山市	○	3. 処理料金 として徴収	○			240円/10kg	
羽生市	○	3. 処理料金 として徴収	○			120円/10kg	
鴻巣市	○	3. 処理料金 として徴収				18円/kg(埼玉中部) 15円/kg(彩北)	埼玉中部環境保全組 合で徴収(可燃・粗 大) 彩北広域清掃組合 で徴収(可燃のみ)
深谷市	○	3. 処理料金 として徴収	○			180円/10kg	
上尾市	○	3. 処理料金 として徴収	○			230円/10kg	
草加市	○	3. 処理料金 として徴収	○				東埼玉資源環境組合 にて徴収
越谷市	○	3. 処理料金 として徴収	○			100円/10kg(不燃物)	
蕨市	○	3. 処理料金 として徴収	○			220円	10kgあたり
戸田市	×						組合で回答
入間市	○	3. 処理料金 として徴収		○		230円/10kg	
朝霞市	○	3. 処理料金 として徴収	○			220円/10kg	

3.4 事業系一般廃棄物の処理手数料

市町村 事務組合	徴収の有無	徴収区分	全部徴収	一部徴収	一部徴収の基準	料 金	備 考
志木市	○	3. 処理料金 として徴収	○			可燃ごみ・不燃ごみ・ペットボトルは20kgあたり460円、ビンは20kgあたり340円、カンは無料	志木地区衛生組合で実施
和光市	○	1. 収集・処理料金として徴収	○			・シール制(300円/袋) ・従量制(220円/10kg)	ステーション収集はシール制、直接搬入は従量制
新座市	○	3. 処理料金として徴収	○				
桶川市	○	3. 処理料金として徴収	○			230円/10kg	
久喜市	○	1. 収集・処理料金として徴収					久喜宮代衛生組合で実施
北本市	○	3. 処理料金として徴収	○			180円/10kg	埼玉中部環境保全組合が徴収。
八潮市	○	3. 処理料金として徴収	○			210円/10kg	東埼玉資源環境組合を参照
富士見市	○	3. 処理料金として徴収	○			可燃ごみ(資源プラスチック含む)、不燃ごみ、ペットボトル20kgにつき460円 ビン20kgにつき340円 カン 無料	志木地区衛生組合で実施
三郷市	○	1. 収集・処理料金として徴収	○			200円/10kg	
蓮田市	○	3. 処理料金として徴収	○			143円/10kg	消費税を乗じ得た額に10円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てるものとする。
坂戸市	○	3. 処理料金として徴収	○			240円/10kg	10kg未満は10kgとみなす
幸手市	○	3. 処理料金として徴収	○			・可燃ごみ 大70L 110円/枚 中45L 70円/枚 小30L 50円/枚 ・可燃ごみ以外 110円/10kg	
鶴ヶ島市	○	3. 処理料金として徴収	○			10kgにつき230円	
日高市	○	3. 処理料金として徴収	○			250円/10kg	
吉川市	○	3. 処理料金として徴収	○			210円/10kg	吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第12条別表1による(東埼玉資源環境組合廃棄物処理手数料条例第3条第2項本文の規定を準用)
ふじみ野市	○	3. 処理料金として徴収	○			220円/10kg	
白岡市	○	3. 処理料金として徴収	○			143円/10kg	消費税を乗じ得た額に10円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てるものとする。
伊奈町	○	3. 処理料金として徴収				230円/10kg	

3.4 事業系一般廃棄物の処理手数料

市町村 事務組合	徴収の有無	徴収区分	全部徴収	一部徴収	一部徴収の基準	料 金	備考
三芳町	○	3. 処理料金 として徴収	○			220円/kg	
毛呂山町	○	3. 処理料金 として徴収	○			10kgにつき230円	
越生町	○	3. 処理料金 として徴収	○			10kgにつき230円	
滑川町	○	3. 処理料金 として徴収	○			200円/10kg	
嵐山町	○	3. 処理料金 として徴収	○			200円/10kg	
小川町	○	3. 処理料金 として徴収	○			200円/10kg	小川地区衛生組合で 実施
川島町	○	3. 処理料金 として徴収	○			250円/10kg	
吉見町	○	3. 処理料金 として徴収				180円/10kg	埼玉中部環境保全組 合で徴収
鳩山町	○	3. 処理料金 として徴収	○			10kgにつき230円	
ときがわ町	○	3. 処理料金 として徴収	○			200円×10kg	
横瀬町	○	1. 収集・処 理料金として 徴収	○			収集・処理:定額3,000円×月額(可燃 ごみ・不燃ごみ別)+指定ごみ袋(110円 /枚)※1口15袋まで。直接搬入:40kgま で600円、40kgを超えたときは10kgごと に150円加算	
皆野町	○	1. 収集・処 理料金として 徴収	○			収集・処理:定額3,000円×月額(可燃 ごみ・不燃ごみ別)+指定ごみ袋(110円 /枚)※1口15袋まで。直接搬入:40kgま で600円、40kgを超えたときは10kgごと に150円加算	
長瀬町	○	1. 収集・処 理料金として 徴収	○			収集・処理:定額3,000円×月額(可燃 ごみ・不燃ごみ別)+指定ごみ袋(110円 /枚)※1口15袋まで。直接搬入:40kgま で600円、40kgを超えたときは10kgごと に150円加算	
小鹿野町	×						秩父広域市町村圏組 合で実施しているた め、町単独の実施な し
東秩父村	○	3. 処理料金 として徴収	○			200円/10kg	小川地区衛生組合で 実施
美里町	○	3. 処理料金 として徴収	○			200円/10kg	児玉郡市広域市町村 圏組合で実施
神川町	○	3. 処理料金 として徴収	○			200円/10kg	児玉郡市広域市町村 圏組合で実施
上里町	○	3. 処理料金 として徴収	○			200円/10kg	児玉郡市広域市町村 圏組合で実施
寄居町	○	3. 処理料金 として徴収	○			180円/10kg	大里広域市町村圏組 合
宮代町	○						久喜宮代衛生組合で 実施

3.4 事業系一般廃棄物の処理手数料

市町村 事務組合	徴収の有無	徴収区分	全部徴収	一部徴収	一部徴収の基準	料 金	備考
杉戸町	○	3. 処理料金 として徴収				小袋(30L) 50円/枚 中袋(45L) 70円/枚 大袋(70L) 110円/枚	
松伏町	○	3. 処理料金 として徴収	○			210円/10kg	東埼玉資源環境組合 で実施
蓮田白岡衛 生組合	○	3. 処理料金 として徴収	○			143円/10kg	消費税を乗じ得た額 に10円未満の端数が 生じたときは、端数金 額を切り捨てるものと する。
久喜宮代衛 生組合	○	3. 処理料金 として徴収	○			220円/10kg	
志木地区衛 生組合	○	3. 処理料金 として徴収	○			可燃・不燃・ペットボトルは20kgあたり 460円、ピンは20kgあたり340円、カン は無料	
小川地区衛 生組合	○	3. 処理料金 として徴収	○			200円/10kg	
東埼玉資源 環境組合	○	3. 処理料金 として徴収	○			210/10kg	
蕨戸田衛生 センター組合	○	3. 処理料金 として徴収	○			220円/10kg	
彩北広域清 掃組合	○	3. 処理料金 として徴収	○			150円/10kg	
秩父広域市 町村圏組合	○	1. 収集・処 理料金として 徴収	○			収集・処理: 定額3,000円×月額(可燃 ごみ・不燃ごみ別)+指定ごみ袋(110円 /枚)※1口15袋まで。直接搬入: 40kgま で600円、40kgを超えたときは10kgごと に150円加算	
児玉郡市広 域市町村圏 組合	○	3. 処理料金 として徴収	○			200円/10kg	
埼玉西部環 境保全組合	○	3. 処理料金 として徴収	○			10kgにつき230円	
大里広域市 町村圏組合	○	3. 処理料金 として徴収	○			10kgにつき180円	
埼玉中部環 境保全組合	○	3. 処理料金 として徴収	○			180円/10kg	

3.5 一般廃棄物会計基準の導入状況

市町村 組合	導入の有無	一般廃棄物会計基準			今後の導入見込	備考
		原価計算書	行政コスト計算書	資産・負債一覧		
さいたま市	○	作成済み	作成済み	作成済み		
川越市	○	作成済み	未作成	未作成		
熊谷市	×				×	
川口市	○	作成済み	作成済み	作成済み		
行田市	×				×	
秩父市	×					組合で回答
所沢市	○	作成済み	作成済み	作成済み		
飯能市	×	未作成	未作成	未作成	×	
加須市	×	未作成	未作成	未作成	×	
本庄市	×					組合で回答
東松山市	×					独自の方法により、ごみ 処理単価を算定
春日部市	×				×	
狭山市	×				×	
羽生市	×					
鴻巣市	×					
深谷市	×				×	
上尾市	×					
草加市	×	未作成	未作成	未作成	×	
越谷市	×	未作成	未作成	未作成	△	未定
蕨市	×	未作成	未作成	未作成	×	
戸田市	×					組合で回答
入間市	×	未作成	未作成	未作成	×	
朝霞市	×	未作成	未作成	未作成	△	
志木市	×				×	
和光市	×				△	
新座市	×					
桶川市	×				○	令和5年度予定
久喜市	×					組合で回答
北本市	×	未作成	未作成	未作成	×	
八潮市	×					
富士見市	×	未作成	未作成	未作成	×	
三郷市	×				×	
蓮田市	○	未作成 (作成中)	未作成 (作成中)	未作成 (作成中)		
坂戸市	×				×	

3.5 一般廃棄物会計基準の導入状況

市町村 組合	導入の有無	一般廃棄物会計基準			今後の導入見込	備考
		原価計算書	行政コスト計算書	資産・負債一覧		
幸手市	×				×	
鶴ヶ島市	×				×	
日高市	×					
吉川市	×					
ふじみ野市	×				△	令和13年度
白岡市	○	未作成 (作成中)	未作成 (作成中)	未作成 (作成中)		
伊奈町	×	未作成	未作成	未作成	×	
三芳町	×					
毛呂山町	×				×	
越生町	×				×	
滑川町	×	未作成	未作成	未作成	×	
嵐山町	×	未作成	未作成	未作成	×	
小川町	×	未作成	未作成	未作成	×	
川島町	×				×	
吉見町	×					
鳩山町	×				×	
ときがわ町	×	未作成	未作成	未作成	×	
横瀬町	×	未作成	未作成	未作成	×	
皆野町	×	未作成	未作成	未作成	×	
長瀬町	×	未作成	未作成	未作成	×	
小鹿野町	×					秩父広域市町村圏組合 で実施しているため、町 単独の実施なし
東秩父村	×	未作成	未作成	未作成	×	
美里町	×					
神川町	×					
上里町	×					組合で回答
寄居町	×					
宮代町	×					組合で回答
杉戸町	×				×	
松伏町	×				×	
蓮田白岡衛生組合	○	未作成 (作成中)	未作成 (作成中)	未作成 (作成中)		
久喜宮代衛生組合	×				×	
朝霞地区一部事務組合	×					
皆野・長瀬下水道組合	×					
上尾、桶川、伊奈衛生組 合	×					

3.5 一般廃棄物会計基準の導入状況

市町村 組合	導入の有無	一般廃棄物会計基準			今後の導入見込	備考
		原価計算書	行政コスト計算書	資産・負債一覧		
志木地区衛生組合	×	未作成	未作成	未作成	×	
入間西部衛生組合	×	未作成	未作成	未作成	×	
入間東部地区事務組合	×				×	
小川地区衛生組合	×	未作成	未作成	未作成	×	
坂戸地区衛生組合	×					
東埼玉資源環境組合	×	未作成	未作成	未作成	△	未定
蕨戸田衛生センター組合	×				○	令和4年度中
彩北広域清掃組合	×				△	未定
秩父広域市町村圏組合	×	未作成	未作成	未作成	×	
児玉郡市広域市町村圏 組合	×				×	
埼玉西部環境保全組合	×				×	
大里広域市町村圏組合	×	未作成	未作成	未作成	×	
埼玉中部環境保全組合	×	未作成	未作成	未作成	×	
朝霞和光資源循環組合	×				△	未定